

令和5年度

学 生 便 覧

新潟大学大学院医歯学総合研究科

分子細胞医学専攻

生体機能調節医学専攻

地域疾病制御医学専攻

目 次

1	新潟大学大学院医歯学総合研究科の教育理念・目標	---	1
2	専攻の教育研究の教育理念・目標	-----	1
3	教育課程	-----	2
4	研究指導方法	-----	3
5	履修要件	-----	3
6	学位論文	-----	4
7	学生教育研究災害傷害保険及び付帯学生生活総合保険	-----	5
8	教育方法の特例について	-----	5
9	長期にわたる教育課程の履修	-----	5
9	授業料及び日本学生支援機構等奨学金について	-----	5
10	新潟大学大学院医歯学総合研究科規程	-----	6
11	新潟大学大学院医歯学総合研究科(医学系)博士課程修了による 学位授与に関する取扱要項	-----	1 8
12	学位論文審査基準	-----	2 0

1 新潟大学大学院医歯学総合研究科の教育理念・目標

新潟大学大学院医歯学総合研究科は、生命科学や技術の著しい進歩、多様化する医療課題、ニーズに対応するため、先端的生命科学についての教育・研究に重点を置くとともに、その成果を医療の発展に活かし、地域社会と世界の医療に貢献できる人材の養成を目指しています。また、社会人入学制度と連携し、生涯教育を充実・普及させます。

2 専攻の教育研究の教育理念・目標

分子細胞医学専攻の教育研究の教育理念・目標

分子細胞医学専攻では、疾患を分子細胞生物学的手法で解析する研究を行い、疾患の予防、治療法を開発するとともに、分子細胞医学に関わる先端生命科学、応用専門医学、境界領域医学の研究者及び高度医療専門職業人を養成します。

生体機能調節医学専攻の教育研究の教育理念・目標

生体機能調節医学専攻では、生体を臓器、器官の面から総合的に捉え、生体機能、病態を解析する研究を行い、疾患の予防法、治療法を開発するとともに、生体機能調節医学に関わる先端生命科学、応用専門医学、境界領域医学の研究者及び高度医療専門職業人を養成します。

地域疾病制御医学専攻の教育研究の教育理念・目標

地域疾病制御医学専攻では、疾病を社会、空間、時間などとの関連から分析する研究を行い、少子高齢化、情報化社会に対応する地域的疾患の予防法、制御法を開発するとともに、地域疾病制御医学に関わる先端生命科学、応用専門医学、境界領域医学の研究者及び高度医療専門職業人を養成します。

3 教育課程

1 カリキュラムの内容

カリキュラムは次の3段階（レベル）からなります。

レベル	内 容
レベル1	生命科学研究を進めるに当たって、必要な基本的事項として研究の流れを理解させた上で、研究課題の設定方法、実験計画法、研究手法、文献収集法などに関する講義を行い、また、研究課題を遂行するのに必要な研究方法を選択・演習し、実践的な研究方法の習得を目指します。
レベル2	主教育研究領域及び関連領域における基礎的研究理論に関する知識・技能を講義・演習を通して習得させます。特に、関連領域の基礎的理論の理解に努めさせ、問題探索能力を身につけさせ、問題解決を行うために必要な応用力の養成を目指します。
レベル3	レベル1及びレベル2で習得した研究理論並びに研究手法を用いて、各大学院学生の研究課題に応じた専門的研究を行い、得られた研究結果を分析し、考察し、研究成果を広く公表し、博士論文を作成します。

2 大学院学生の履修計画（1期：4月～9月，2期：10月～3月）

学年	学期	履修内容
1年	1期	専攻ごとの共通科目である研究論講義又は概論講義 主教育研究領域専攻分野における基盤的理論及び関連する研究理論 (学生は、入学後1か月以内に指導教員の指導の下に、研究題目及び履修する授業科目を定め、履修計画書を研究科長に提出)
	2期	専攻ごとの共通科目である研究論演習（選択履修） 主教育研究領域における基盤的理論及び関連する研究理論
2年	1期	主教育研究領域における基盤的理論及び関連する研究理論
	2期	主教育研究領域における基盤的理論
3年	1期	主教育研究領域における基盤的理論と専門的研究
	2期	主教育研究領域における専門的研究
4年	1期	主教育研究領域における専門的研究
	2期	主教育研究領域における専門的研究 博士論文の執筆と発表 博士論文審査

4 研究指導方法

複数指導教員体制

入学した学生の研究テーマや修了後の進路により、より学際的な教育・研究指導ができるようにするため、1名の主指導教員及び2名の副指導教員からなる複数教員指導体制を採用しています。

主指導教員は、学生の専攻分野に応じた博士課程を担当する教授又は准教授とし、履修指導、研究テーマの設定から学位論文作成着手から完成に至るまでの研究指導の主体的任務を果たします。ただし、教授会議が必要と認めるときは、学生の専攻分野に応じた博士課程を担当する助教をもって代えることができるとされています。

副指導教員は、学生の専攻分野に応じた博士課程を担当する教授、准教授又は助教とし、学際的意味で学生の研究テーマに応じ、主指導教員と協力し、補助的な指導を行います。

また、複数教員による完成論文の厳格な審査を行い、教育研究の質の向上を図っています。

5 履修要件

1 博士課程の修了要件は、本研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ研究科が行う博士論文の審査及び試験に合格することとしています。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者で、研究科教授会議が認めたものについては、研究科に3年以上在学すれば足りるものとしています。

2 本研究科において修得すべき授業科目（30単位）の履修方法は次のとおりとします。

・専攻共通科目 6単位（講義2単位＋演習2科目4単位）

実践的な研究理論、研究技法を取得させるため、入学直後に各専攻に専攻共通必修科目を設定しています。この科目は講義・演習からなり、専攻ごとに用意されますが、他専攻の共通科目の履修も可能です。

・所属専攻個別科目 5科目20単位

主教育研究分野が開設する専門科目と専攻内の大講座間の連携協力による専門科目が開設されています。これらは講義・セミナー・演習で構成されています。

・研究科が開設する専攻個別科目 1科目4単位以上

他の専攻が開設する専門科目の履修も可能です。また、従来の教育で不足していた福祉・介護・生命倫理・実践法に関する科目を設定しています。

3 授業科目の評価は、100点満点をもって評価し、60点以上の成績を得た学生を合格、59点以下の成績を得た学生を不合格とします。成績の評語及び基準は次表のとおりで

す。

点数	評語	基準
100点～80点	A	授業科目の目標に十分に達している。
79点～70点	B	授業科目の目標に照らして一定の水準に達している。
69点～60点	C	授業科目の目標の最低限を満たしている。
59点～0点	D	授業科目の目標の最低限を満たしていない。

授業科目の成績評価に対して疑義がある場合は、成績確認表を持参の上、授業担当教員又は医学科学務係に申し出てください。

なお、疑義照会の回答に対し不服がある場合、不服を申し立てる制度があります。不服の申立てについては、医学科学務係に申し出てください。

- 4 本研究科（医学系）で取得できる学位は次のとおりです。
博士（医学または学術）

6 学位論文

学位論文の出願資格及び手続並びに論文審査等については、「本学学位規則」及び「新潟大学大学院医歯学総合研究科（医学系）博士課程修了による学位授与に関する取扱要項」によります。

また、学位論文の提出期限、最終試験に関する事項及びその他については、別途通知する「博士課程における学位論文提出要領」によることとします。

公開審査会を経て、審査委員は、「論文審査の要旨及び担当者」、「最終試験結果の要旨及び担当者」を研究科長に提出します。医学系教授会議において、学位を授与できるか否かを審議し、議決します。

学位授与式において、学長から学位記の授与を受けます。

なお、論文については学位を授与された日から1年以内に原則インターネット公表しなければなりません。（印刷公表済みの論文を除く。）

課程博士の論文提出に必要な書類等は次のとおりです。

- 1 論文審査出願書 1部
- 2 主論文 4部
- 3 論文目録 4部
- 4 論文要旨 4部（2,000字程度）
- 5 同意書・誓約書 1部
- 6 掲載予定証明書 1部
- 7 主論文のPDFファイル、論文目録及び論文要旨のWordファイル
- 8 学位論文審査委員推薦書 1部
- 9 博士論文公表申請書 1部

7 学生教育研究災害傷害保険及び付帯学生生活総合保険

針刺し事故が発生し、事故による感染の恐れがある場合に、感染症への感染又は発症を予防することを目的として行う検査・予防費用を補償する学生教育研究災害傷害保険及び付帯学生生活総合保険があります。医歯学総合研究科では全員の加入を勧めています。

8 教育方法の特例について

社会人に対し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条において、「大学院の課程においては教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」と規定しており、教育方法の特例を実施しています。

特例を受けようとする者は、研究科長に特例適用の申請を行わなければならないので申し出てください。

9 長期にわたる教育課程の履修について

職業を有している等の事情により、標準修業年限(4年)を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することができます。また、修学状況の変動により長期履修期間を変更することもできます。(学務係に要相談)

ただし、入学後(在学中)に申請の場合は翌年度からの適用になります。希望者は早めに申し出てください。

9 授業料の免除及び徴収猶予、日本学生支援機構及び各種奨学金について

授業料の免除及び徴収猶予、日本学生支援機構及び各種奨学金については、学務部学生支援課から通知され、掲示により周知します。

詳細について不明な点がある場合は、各自、学務部学生支援課奨学支援係(TEL:025-262-6089,7337)へ照会してください。

新潟大学大学院医歯学総合研究科規程

(平成16年4月1日院医歯規程第1号)

改正 平成17年4月1日院医歯規程第1号 平成18年4月1日院医歯規程第1号
平成19年3月19日院医歯規程第1号平成20年3月18日院医歯規程第1号
平成21年3月23日院医歯規程第1号平成22年3月31日院医歯規程第1号
平成25年3月20日院医歯規程第1号平成26年3月20日院医歯規程第1号
平成27年3月31日院医歯規程第1号平成29年3月14日院医歯規程第1号
平成30年3月20日院医歯規程第1号平成31年3月12日院医歯規程第1号

(趣旨)

第1条 新潟大学大学院医歯学総合研究科(以下「研究科」という。)の教育方法, 学生の履修方法, 修了の要件等に関し必要な事項については, 新潟大学大学院学則(平成16年大学院学則第1号。以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか, この規程の定めるところによる。

(課程及び専攻)

第2条 研究科の課程は, 修士課程, 前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する博士課程並びに医学又は歯学を履修する博士課程(以下「医学・歯学の博士課程」という。)とし, 博士前期課程は, これを修士課程として取り扱うものとする。

2 研究科に置く専攻は, 別表第1に掲げるとおりとする。

(教育研究の目的)

第2条の2 研究科は, 先端生命科学を担う研究者, 疾病の診断・治療に役立つ探索型医療研究者及び高度医療・保健指導を担当できる専門職業人を養成することを目的とする。

2 研究科の各専攻の目的は, 次に掲げるとおりとする。

(1) 医科学専攻は, 医学, 歯学及び獣医学部以外の卒業生を対象とし, 医学, 生命科学を基礎とした医科学教育・研究活動を行い, 生命科学の進展・拡大に伴い発現しているテーラーメイド医療, 再生医療, 情報化社会に適合した地域医療等の課題を探索し, 医療・福祉分野での基礎的医学研究者及び高度専門職業人を養成する。

(2) 口腔生命福祉学専攻の博士前期課程は, 口腔を中心とした生命医療科学を基盤とし, 保健医療福祉制度を含む実践的な社会福祉学領域との統合的・学際的研究を推進するとともに, これらの分野における高度かつ統合的な学識と技術力を持つ研究者及び高度専門職業人を養成する。

(3) 口腔生命福祉学専攻の博士後期課程は, 摂食・口腔機能の維持向上, 安心・安全な食介護の推進に関し, 口腔を中心とした生命医療科学を基盤としながら, 保健・医療と社会福祉学領域等との学際的研究を推進できる指導的教育研究者及び地域・国際社会において指導的役割を果たせる高度専門職業人を養成する。

(4) 分子細胞医学専攻は, 疾患を分子細胞生物学的手法で解析する研究を行い, 疾患の予防法, 治療法を開発するとともに, 分子細胞医学に関わる先端生命科学, 応用専門医学, 境界領域医学の研究者及び高度医療専門職業人を養成する。

(5) 生体機能調節医学専攻は, 生体を臓器, 器官の面から総合的に捉え, 生体機能, 病態を解析する研究を行い, 疾患の予防法, 治療法を開発するとともに, 生体機能調節医学に関わる先

端生命科学，応用専門医学，境界領域医学の研究者及び高度医療専門職業人を養成する。

(6) 地域疾病制御医学専攻は，疾病を社会，空間，時間などとの関連から分析する研究を行い，少子高齢化，情報化社会に対応する地域的疾病的予防法，制御法を開発するとともに，地域疾病制御医学に関わる先端生命科学，応用専門医学，境界領域医学の研究者及び高度医療専門職業人を養成する。

(7) 口腔生命科学専攻は，口腔科学に関する教育・研究に取り組み，自ら研究課題を開拓し，独創的な研究を遂行する能力のある研究者及び科学的基盤をもち超高齢社会で指導者となる高度医療専門職業人を育成する。

(選抜試験)

第3条 研究科に入学を志願する者については，選抜試験を行い，選考するものとする。

2 選抜試験及び選考方法に関し必要な事項は，別に定める。

(教育方法)

第4条 研究科の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

2 博士前期課程は，授業科目を共通基礎必修科目及び専門選択科目に区分する。

3 博士後期課程は，授業科目を必修コースワーク科目，専門展開科目及び研究指導に区分する。

4 医学・歯学の博士課程は，授業科目を専攻共通必修科目，専攻共通選択必修科目及び専攻個別科目に区分する。

(教育方法の特例)

第5条 教授会が教育上特別の必要があると認めるときは，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

2 前項に規定する教育方法の特例に関し必要な事項は，別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第6条 学生が，大学院学則第31条の規定による長期にわたる教育課程の履修を申し出たときは，教授会の議を経て，その履修を認めることができる。

2 前項の長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は，別に定める。

(授業科目及び単位数)

第7条 修士課程の授業科目及びその単位数は，別表第2に掲げるとおりとする。

2 博士前期課程の授業科目及びその単位数は，別表第3に掲げるとおりとする。

3 博士後期課程の授業科目及びその単位数は，別表第4に掲げるとおりとする。

4 医学・歯学の博士課程の授業科目及びその単位数は，別表第5に掲げるとおりとする。

(履修方法等)

第8条 修士課程の学生は，前条第1項に定める授業科目について，合計30単位を修得しなければならない。

2 博士前期課程の学生は，前条第2項に定める授業科目について，共通基礎必修科目から10単位及び専門選択科目から20単位以上，合計30単位以上を修得しなければならない。

3 博士後期課程の学生は，前条第3項に定める授業科目について，必修コースワーク科目から4単位，専門展開科目から4単位以上及び研究指導4単位の合計12単位以上を修得しなければならない。

4 医学・歯学の博士課程(口腔生命科学専攻を除く。)の学生は，前条第4項に定める授業科目

について、所属する専攻が開設する共通科目から6単位(講義2単位、演習2科目4単位以上)以上及び個別科目から20単位以上並びに研究科が開設する個別科目から4単位以上、合計30単位以上を、原則として第3年次末までに修得しなければならない。

5 医学・歯学の博士課程のうち口腔生命科学専攻の学生は、前条第4項に定める授業科目について、当該専攻が開設する共通科目から9単位(必修科目5単位、選択必修科目4単位以上)以上を含む合計30単位以上を、原則として第3年次末までに修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第9条 研究科における授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第9条の2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前条に規定する基準を考慮して定めるものとする。

(指導教員)

第10条 学生には、研究指導を担当する主指導教員及び副指導教員(以下「指導教員」という。)を定めるものとする。

2 主指導教員は、学生の専攻分野に応じた当該課程を担当する教授、准教授又は客員教授とする。ただし、教授会が必要と認めるときは、学生の専攻分野に応じた当該課程を担当する講師又は助教をもって代えることができる。

3 副指導教員は2人とし、学生の専攻分野に応じた当該課程を担当する教授、准教授、講師、助教又は客員教授とする。

(履修計画)

第11条 学生は、入学後1か月以内に指導教員の指導の下に、研究題目及び履修する授業科目を定め、所定の履修計画書を研究科長に提出しなければならない。

2 学生は、毎学年の始めに、指導教員の指導の下に、その年度に履修する授業科目を定め、所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

(授業科目の修了の認定及び単位の授与)

第12条 授業科目の修了の認定は、その授業科目についての出席状況が十分であると認めた者について、試験又は研究報告等により行うものとし、合格した者には、所定の単位を与える。

2 病気その他やむを得ない事由により、前項の試験を受けることができない者については、追試験を行うことができる。

3 第1項に規定する試験の結果、不合格となった者については、再試験を行うことができる。

(学位論文の提出)

第13条 学位論文を提出しようとする者は、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

2 博士後期課程において学位論文を提出しようとする者は、研究科に2年以上在学し、かつ、第8条第3項に定める単位を修得した者又は修得見込みの者でなければならない。ただし、第13条第2項ただし書に該当する場合には、この限りでない。

3 医学・歯学の博士課程において学位論文を提出しようとする者は、研究科に3年以上在学し、

かつ、第8条第4項又は第5項に定める単位を修得した者又は修得見込みの者でなければならない。ただし、第15条第3項ただし書に該当する場合には、この限りでない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第14条 学位論文の審査及び最終試験については、新潟大学学位規則(平成16年規則第30号。以下「学位規則」という。)の定めるところによる。

(修了の要件)

第15条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、研究科に2年以上在学し、第8条第1項又は第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、研究科の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、大学院学則第32条第1項ただし書による優れた業績を上げた者として教授会が認めた者については、研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、研究科に3年以上在学し、第8条第3項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者として教授会が認めた者については、大学院学則第32条第2項ただし書に定める期間在学すれば足りるものとする。

3 医学・歯学の博士課程の修了の要件は、研究科に4年以上在学し、第8条第4項又は第5項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、大学院学則第32条第3項ただし書による優れた研究業績を上げた者として教授会が認めた者については、研究科に3年以上在学すれば足りるものとする。

(修了の認定)

第16条 前条に規定する修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第17条 前条の規定により修了と認定された者には、学位規則の定めるところにより修士又は博士の学位を授与する。

2 前項の修士の学位に付記する専攻分野の名称は、「医科学」又は「口腔保健福祉学」とし、博士の学位に付記する専攻分野の名称は、「医学」、「歯学」、「口腔保健福祉学」又は「学術」とする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお新潟大学大学院医歯学総合研究科規程(平成13年院医歯規程第1号)の例による。

附 則(平成17年4月1日院医歯規程第1号)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお新潟大学大学院医歯学総合研究科規程(平成16年院医歯規程第1号)の例による。

附 則(平成18年4月1日院医歯規程第1号)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2 平成17年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。
附 則(平成19年3月19日院医歯規程第1号)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
2 平成18年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。
ただし、施行の日に現に博士課程口腔生命科学専攻に在学する学生は、改正後の別表第3に規定する授業科目のうち「口腔健康科学特論」、「基礎摂食・嚥下学」、「摂食環境制御学特論」及び「顎顔面再建学特論」を履修し、修了に必要な単位として加えることができる。
附 則(平成20年3月18日院医歯規程第1号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日院医歯規程第1号)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
2 平成20年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。
附 則(平成22年3月31日院医歯規程第1号)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
2 平成22年3月31日現在口腔生命福祉学専攻に在学し、同日以降引き続き同課程に在学する学生は、施行の日から同専攻博士前期課程に在学するものとし、その履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月20日院医歯規程第1号)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
2 平成24年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。
ただし、施行の日に現に分子細胞医学専攻及び生体機能調節医学専攻に在学する学生は、別に定めるところにより、改正後の別表第5 に規定する授業科目を履修し修了に必要な単位として加えることができる。

附 則(平成26年3月20日院医歯規程第1号)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
2 平成25年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。
ただし、施行の日に現に口腔生命科学専攻に在学する学生は、別に定めるところにより、改正後の別表第5に規定する授業科目を履修し修了に必要な単位として加えることができる。

附 則(平成27年3月31日院医歯規程第1号)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2 平成26年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。
ただし、施行の日に現に口腔生命科学専攻に在学する学生は、別に定めるところにより、改正後の別表第5に規定する授業科目を履修し修了に必要な単位として加えることができる。

附 則(平成29年3月14日院医歯規程第1号)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2 平成28年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。
ただし、施行の日に現に在学する学生は、別に定めるところにより、改正後の別表第5に規定す

る授業科目を履修し修了に必要な単位として加えることができる。

附 則(平成30年3月20日院医歯規程第1号)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。ただし、施行の日に現に在学する学生は、別に定めるところにより、改正後の別表第5に規定する授業科目を履修し修了に必要な単位として加えることができる。

附 則(平成31年3月12日院医歯規程第1号)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。ただし、施行の日に現に在学する学生は、別に定めるところにより、改正後の別表第5に規定する授業科目を履修し修了に必要な単位として加えることができる。

別表第1(第2条関係)

研究科の課程及び専攻

課程	専攻
修士課程	医科学専攻
博士前期課程	口腔生命福祉学専攻
博士後期課程	
医学・歯学の博士課程	分子細胞医学専攻
	生体機能調節医学専攻
	地域疾病制御医学専攻
	口腔生命科学専攻

別表第2(第7条関係)

修士課程の授業科目及び単位数(医科学専攻) 省略

別表第3(第7条関係)

博士前期課程の授業科目及び単位数(口腔生命福祉学専攻) 省略

別表第4(第7条関係)

博士後期課程の授業科目及び単位数(口腔生命福祉学専攻) 省略

別表第5(第7条関係)

医学・歯学の博士課程の授業科目及び単位数

1 分子細胞医学専攻

区分	科目	単位	備考
専攻共通必修科目	ライフサイエンス研究概論	2	
専攻共通選択必修科目	動物実験法演習	2	
	分子生物学演習	2	

		細胞機能研究法演習	2	
		組織構造研究法演習	2	
専攻個別科目	遺伝子制御	分子病因遺伝学	4	
		ゲノム医学	4	
		ゲノム医学演習	4	
		分子細胞病理学	4	
		分子細胞病理学演習	4	
		分子女性医学	4	
		分子女性医学演習	4	
		放射線腫瘍学	4	
		ゲノム薬理学	4	
		蛋白質構造特論	4	
		分子消化器癌診断学	4	
		腫瘍制御学	4	
		分子精神医学	4	
		臨床腫瘍学特論I	2	
		臨床腫瘍学特論II	2	
		臨床腫瘍学特論III	4	
		放射線腫瘍学演習	4	
		放射線腫瘍学論文演習	4	
		腫瘍内科学論文演習	4	
		臓器横断的がん診療演習	4	
	シグナル伝達	分子生体制御学	4	
		分子生体制御学演習	4	
		脈管発生学	4	
		脈管の分子病態学演習	4	
		高次情報薬理学	4	
		分子情報制御学	4	
		神経分子尿路科学	4	
	細胞機能	正常発生や再生時における超微構造機能学	4	
		超微構造機能学演習	4	
		分子機能細胞学	4	
		腫瘍病理学	4	
		腫瘍病理学演習	4	
		病態細胞学	4	

	分子病態構造学	4	
	免疫制御病理学	4	
	シグナル分子制御学	4	
	シグナル分子制御学演習	4	
	肝臓病態構造学	4	
	皮膚病態解析学	4	
	皮膚病態解析学演習	4	
	皮膚機能構造学	4	
	皮膚機能構造学演習	4	
	皮膚免疫病理学	4	
	皮膚腫瘍分子制御学	4	
	器官発生遺伝子構造診断学	4	
	器官発生遺伝子構造診断学演習	4	
分子情報医学	高次神経機能学	4	
	神経発達学	4	
	脳神経腫瘍病態学	4	
	脳神経腫瘍病態学演習	4	
	脳神経疾患の分子医学	4	
	脳神経疾患の分子医学演習	4	
	神経免疫学	4	
	脳疾患病態学	4	
	神経細胞栄養学	4	
	脳腫瘍病態制御学	4	
	脳腫瘍病態制御学演習	4	
	脳血管病態制御学	4	
	実験動物学	4	

2 生体機能調節医学専攻

区分	科目	単位	備考
専攻共通必修科目	生体調節研究概論	2	
専攻共通選択必修科目	生体機能研究法演習	2	
	移植医学演習	2	
	脳機能イメージング演習	2	
	器官臓器実験法演習	2	
専攻個別科目	内部環境医学		
	液性調節病態学	4	
	液性調節病態学演習Ⅰ	4	

	液体調節病態学演習II	4
	呼吸調節病態学	4
	発達病態解析学	4
	発達病態解析学演習I	4
	発達病態解析学演習II	4
	発達内部環境病態学	4
	神経・液性調節連関学	4
	体液情報医学	4
	代謝病態解析学	4
	緩和医療学演習	4
	緩和医療学論文演習	4
	大規模医療データサイエンス	4
器官制御医学	循環病態学	4
	循環病態学演習	4
	情報循環調節学	4
	心筋制御学	4
	心筋制御学演習	4
	循環補助学	4
	生体制御学	4
	生体制御学演習I	4
	生体制御学演習II	4
	救急集中治療医学	4
	救急集中治療医学演習	4
	病態器官構造学	4
	臨床腫瘍学特論I	2
	臨床腫瘍学特論II	2
	臨床腫瘍学特論III	4
	臓器横断的がん診療演習	4
	腫瘍外科学論文演習	4
機能再建医学	移植再建生理学	4
	形態形成学	4
	形態形成学演習	4
	病態制御再建学	4
	病態制御再建学演習	4
	泌尿器病態調節学	4

	移植臓器機能調節学	4	
	移植臓器機能調節学演習	4	
	移植・再生医学	4	
	造血細胞移植学	4	
	血液免疫学	4	
	止血・血栓学	4	
	運動機能制御再建学	4	
	運動機能制御再建学演習	4	
	骨代謝調節学	4	
	人工関節学	4	
	新生児機能再建学	4	
	新生児機能再建学演習	4	
	小児腫瘍病態制御学	4	
	腫瘍病態制御学	4	
	腫瘍動態調節学	4	
感覚統合医学	高次脳形態学	4	
	高次脳形態学演習	4	
	認知脳科学	4	
	認知脳科学演習	4	
	精神機能病態学総論	4	
	精神機能病態学演習	4	
	情報処理・認知精神医学	4	
	眼科学総論	4	
	眼科学演習I	4	
	眼科学演習II	4	
	感覚情報病態学	4	
	感覚情報病態学演習	4	
	呼吸器・循環器画像医学	4	
	視覚定位行動学	4	
	生体計測制御論	4	
	生体情報工学	4	
腎科学	腎疾患解析分子病理学	4	
	腎糸球体細胞構築学	4	
	微小循環病態学	4	
	ミトコンドリア学	4	

		腎病態制御学	4	
		腎分子病態学	4	
	可塑性機能制御	統合的神経病理学	4	
		感覚運動系機能医学	4	
		シナプス可塑性機構論	4	
		聴覚生理学概論	4	
		神経遺伝病理学総論	4	
		神経遺伝病理学演習	4	
		脳機能解析学	4	
		脳機能解析学演習	4	
		遺伝子疾患解析学	4	

3 地域疾病制御医学専攻

区分	科目	単位	備考
専攻共通必修科目	地域疾病制御概論	2	
専攻共通選択必修科目	医療統計学演習	2	
	感染学演習	2	
	免疫学研究法演習	2	
	理論疫学演習	2	
専攻個別科目	国際感染医学		
	ウイルス制御学	4	
	ウイルス制御学演習	4	
	細胞免疫学	4	
	細胞免疫学演習	4	
	分子細胞免疫学	4	
	感染症対策論	4	
	感染症対策論演習	4	
	宿主・新興再興病原因子関係論	4	
	国際感染症制御学	4	
	国際感染症制御学演習	4	
	国際医療計画学	4	
	国際医療計画学演習	4	
	臨床感染症制御学	4	
	細菌学	4	
	細菌学演習	4	
	地域予防医学		
	環境医学特論	4	
	環境医学演習	4	

		疫学概論	4
		疫学演習	4
		法医病理学概論	4
		法医病理学演習	4
		賠償科学特論	4
		死因究明学Ⅰ	4
		死因究明学Ⅱ	4
		死因究明と法	4
		死後画像診断学	4
		臨床法医学	4
		予防医学特論	4
		予防医学演習	4
		lncRNA研究の過去・現在・未来	4
		発達予防医学特論	4
		発達予防医学演習	4
		医事法・医療倫理学	4
		医療家族法社会学	4
	総合医療評価学	医療情報学特論	4
		医療統計学特論	4
		医療薬剤学	4
		臨床薬効評価学	4

4 口腔生命科学専攻 省略

新潟大学大学院医歯学総合研究科（医学系）博士課程修了による
学位授与に関する取扱要項

平成 23 年 10 月 11 日
大学院医歯学総合研究科
医学系教授会議議決定
改正令和 2 年 5 月 12 日

（趣旨）

第 1 この要項は、新潟大学大学院医歯学総合研究科（医学系）博士課程（以下「研究科」という。）における課程修了による博士の学位授与に関する取扱いに関し、必要な事項を定める。

（学位論文審査の出願資格）

第 2 学位論文の審査及び最終試験を受けることができる者は、必要な研究指導を受けた者で、学位を受けようとする学期末において、次の各号の一に該当する者とする。

所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位数以上を修得している者
優れた業績を上げた者として教授会議が認めた者（「長期履修者」を除く。）で、
3 年以上在学し、かつ、所定の単位数以上を修得している者

（主指導教員の承認）

第 3 学位論文の審査及び最終試験を受けようとする者は、各自の主指導教員の承認を得なければならない。

（学位論文の提出手続等）

第 4 第 3 の承認を得た者は、次の各号に掲げる該当する書類を所定の期日までに主指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

論文審査出願書（様式 1）

学位論文（A 4 版とし、和文又は英文とする。）

論文目録（様式 2）

論文要旨（和文 2,000 字程度）（様式 3）

同意書・誓約書（様式 4）

医歯学総合研究科修業年限の特例に関する推薦書（様式 5）

2 第 7 により決定された審査委員は、審査のため必要があるときは、書類の追加を求めることができる。

（学位論文の受理）

第 5 研究科長は、学位論文等を受理したときは、教授会議にその学位論文の審査及び最終試験を付託する。

（審査委員候補者の推薦）

第6 教授会議は、専門委員会に審査委員候補者の推薦を付託する。

2 専門委員会は、主指導教員に学位論文ごとに審査委員候補者の推薦を依頼し、学位論文審査委員推薦書（様式6）の提出を求める。

3 専門委員会は、前項により主指導教員から推薦のあった審査委員候補者について審議し、審査委員候補者を教授会議に推薦する。

（審査委員の決定）

第7 教授会議は、第6の第3項により推薦された審査委員候補者について審議し、審査委員（主査1人、副査2人）を決定する。

（論文の審査及び最終試験）

第8 審査委員は、公開審査会を行い、それをもって最終試験とする。

2 審査委員は、公開審査会までに学位論文の書面審査を行う。

3 審査委員は、公開審査会でその学位論文を中心とした試問を行う。

4 審査委員は、公開審査会終了後、次の各号に掲げる書類により、学位を授与できるか否かの意見を添えて教授会議に報告する。

論文審査の要旨及び担当者（様式7）

最終試験の結果の要旨及び担当者（様式8）

（教授会議の審査）

第9 教授会議は、第8の第4項により審査委員から報告があったときは、学位を授与するか否かを審議し、議決する。

（学長への報告）

第10 研究科長は、第9により学位を授与すべき者と認定したときは、修了認定を行い、博士の学位を授与すべき者として、学長に報告する。

（その他）

第11 この取扱要項に定めるもののほか、必要な事項は、別途定める。

附 則

この要項は、平成25年3月修了から実施する。

附 則

この要項は、令和2年9月修了から実施する。

学位論文審査基準

研究テーマの妥当性：

- 学術的意義、新規性、独創性、応用的価値を有しているか。
- 当該分野および関連分野の学問研究に貢献できる内容を含んでいるか。

研究方法と論旨の展開：

- 研究方法が明確かつ具体的に記述されているか。
- 事実調査や文献などの研究資料の検索・評価が十分になされているか。
- 研究データの分析・解釈が的確であるか。
- 結果および解析・考察の展開が論理的かつ説得力があるか。
- 文献などの研究資料の読解が正確であるか。

学術的意義：

- 研究内容に独自性があり、十分な検証が行われ、新しい知見を有しているか。
- 当該研究の限界が明示されているか。
- 未解決の問題について、今後の見通しが提示されているか。
- 当該研究において達成された内容が、今後の教育・研究・診療などに貢献しうるか。

論文構成：

- 博士学位論文として、テーマにふさわしい適切かつ十分な分量と形式を有しているか。
- 文法的・語法的に正しく、明確かつ適切な表現で書かれているか。

倫理的配慮：

- 研究の対象となる個人の人権擁護、個人の尊厳および人権が尊重されているか。
- ヘルシンキ宣言や個人情報の保護に関する法律を踏まえているか。